

高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いの決定に向けて
高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の学校関係者から
ご意見をお聴きする会

次第

1 日 時 令和5年2月16日(木) 18:30~19:50 (受付 18:10~)

2 場 所 高知共済会館 3階 桜
(高知市本町5丁目3-20)

3 内 容

(1) 受付 18:10~

(2) 県教育委員会挨拶及び趣旨説明 18:30~18:40

(3) 高知南中学校・高等学校の学校関係者から意見をお聴きする(質疑を含む) 18:40~19:10

参加予定の学校関係者

- ・保護者代表
- ・校友会代表
- ・国際教育振興会代表

【休憩】10分 (19:10~19:20)

(4) 高知西高等学校の学校関係者から意見をお聴きする(質疑を含む)

19:20~19:50

参加予定の学校関係者

- ・保護者代表
- ・校友会代表
- ・国際交流推進会代表

高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いの決定に向け
高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の学校関係者
から意見を伺う会 資料

令和5年2月16日
高知県教育委員会

○高知国際中学校・高等学校の校歌について

平成29年3月に県教育委員会で決定

「高知西高等学校と高知国際中学校・高等学校が同居する平成30年度から平成34年度（令和4年度）までは、式典及び体育祭等の合同行事で中高同じ校歌を歌うことで一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学校・高等学校の校歌とする。平成35年度（令和5年度）中に、高知国際中学校・高等学校の生徒のみになった時点で、改めて在校生等の意見を聞き、県教育委員会が決定する。」

○高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いの決定に向けた今後のスケジュール

令和5年5月

- 高知国際中学校・高等学校の生徒から意見を聴く
 - ・アンケート、代表からの聴き取り等
- 高知南中学校・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中学校・高等学校の学校関係者から意見をお伺いする

令和5年5月又は6月

- 県教育委員会において、高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いについて決定する

高知県教育委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県教育長(以下「教育長」という。)が必要があると認める事項を傍聴人受付簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器その他危険であると認められる物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状に関わりなく、これらのものを携帯している者
- (4) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が会議を傍聴することが不適當であると認める者

(入場の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 理由の有無にかかわらず、議場に入らないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する言動又は行動をしないこと。
 - (4) 静粛を守り、私語、拍手、放歌、高笑等をしないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるおそれがある行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条第3項の規定に基づき退場を命ぜられたとき若しくは会議を公開しないとする議決があったとき又は会議が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

(教育長の指示の遵守)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知県教育委員会傍聴人規則の廃止)
- 2 高知県教育委員会傍聴人規則(昭和23年高知県教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成11年12月28日教育委員会規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。